

## 日本読書学会会則

(2017年7月30日改正)

(2020年9月22日改正)

(2023年9月24日改正)

### 第1章 名称と事務所

第1条 本会は日本読書学会と称する。

第2条 本会の事務局は会長の所属機関若しくは会長の委嘱を受けた機関に置く。

### 第2章 目的と事業

第3条 本会は読書に関する科学的研究を志す者の連携協力によって日本における読書文化の発達ならびに読書指導の進歩を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 会員の研究促進を目的とする大会の開催。
2. 会員の共同研究を目的とする部会の開催。
3. 会員の日常の研究・実践活動の情報の収集ならびにその紹介。
4. 読書及びその指導に関する内外諸文献の調査ならびにその紹介。
5. 内外における関係諸団体との緊密な連絡。
6. 会員の研究業績その他を掲載する機関誌の編集。
7. 会員が本会の組織運営に関して協議する総会の開催。
8. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

### 第3章 組織と運営

第5条 本会の会員は正会員、名誉会員および賛助会員とする。

正会員は本会の趣旨に賛同して会員となることを申し込み、常任理事会の承認を得、所定の会費を納入したものとする。名誉会員は本会の運営に功労のあったもの、または本会の事業に財政的援助をしたもので、理事会が推薦したものとする。名誉会員は正会員と同等の権利を有する。賛助会員は本会の趣旨に賛同して、賛助会費を納入したものとする。会員であって会員の義務を怠り、または不都合な行為をしたものは除名されることがある。

第6条 会員は本会が営むあらゆる事業に参加することができ、また本会の機関誌その他の出版物について無料配布または優先的配布を受けることができる。

第7条 本会の事業を運営するために次の役員を置く。

1. 会 長 1名

2. 副 会 長 1 名
3. 常 任 理 事 5 名
4. 理 事 20 名
5. 監 事 2 名

第 8 条 理事は、正会員および名誉会員が互選する。会長が運営上必要と認めるときは、前記の互選によるもののほか、正会員の内若干名を指名して理事に加えることができる。

第 9 条 理事は理事会を構成し、本会の事業執行の責任を負う。

第 10 条 副会長は理事の互選により選出し、会長の任期終了とともに次期会長となる。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第 11 条 常任理事は理事が互選する。会長が運営上必要と認めるときは、前記の互選によるもののほか、理事の内 2 名に限り指名して、常任理事に加えることができる。常任理事会は会長、副会長及び常任理事によって構成する。常任理事会は会長の委託をうけ、本会の通常の運営について常時執行の任にあたる。

第 12 条 監事は、会長が指名して理事会の承認を受ける。監事は、本会の会計を監査する。

第 13 条 役員任期は 3 年とし、4 月 1 日から 3 年後の 3 月 31 日までとする。新役員は、旧役員任期が最終となる年度内に、選挙によって決定する。

第 14 条 本会に名誉会長を置くことができる。名誉会長は理事会の推戴による。

第 15 条 本会の事業を遂行するために事務局に次の職員を置く。

1. 事務局長 1 名
2. 事務局幹事 若干名
3. 海外担当幹事 若干名
4. 広報・情報担当幹事 若干名

事務局職員に関する規程は別に定める。

第 16 条 本会に支部を置くことができる。支部に関する規程はこれを別に定める。

#### 第 4 章 会 計

第 17 条 本会の経費は会費、賛助会費、寄附金または補助金等によって支弁する。

第 18 条 会費は年間 9,000 円とする。

第 19 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日で終わる。決算報告及び予算案は総会において承認及び審議決定される。

#### 第 5 章 雑 則

第 20 条 本会の会則の改正は総会において審議決定される。

附則 本会の所在地

2020年4月1日より埼玉県越谷市南荻島3337を本会の所在地とする。

2023年4月1日より東京都渋谷区東4-10-28を本会の所在地とする。